

## 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う各種届出要領

### 探偵業届出証明書の再交付申請

- **探偵業届出証明書の亡失又は滅失**  
探偵業届出証明書の交付を受けた者は、当該探偵業届出証明書を亡失し、又は当該探偵業届出証明書が滅失したときは、速やかに探偵業届出証明書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、探偵業届出証明書の再交付を受けなければなりません。
- **申請書提出先**  
当該探偵業届出証明書を交付した警察署の生活安全課（刑事生活安全課）に提出する。
- **申請期限**  
探偵業届出証明書を亡失又は滅失したときは、速やかに提出しなければなりません。
- **申請書類及び添付書類**  
**探偵業届出証明書再交付申請書(様式第5号)**
- 探偵業届出証明書再交付申請書を提出する際は、再交付手数料が必要です。  
**再交付手数料は、1,100円です。**(千葉県収入証紙にて納入していただきます。)
  - ※ 交付を受けた探偵業届出証明書は、営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。(法第12条第2項)
  - ※ 探偵業届出証明書の再交付を受けた者は、亡失した探偵業届出証明書を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、発見し、又は回復した探偵業届出証明書を当該公安委員会に返納しなければなりません。